

委託業務特記仕様書（令和4年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

（ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

- 第6条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。
- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【受注者希望型】）

- 第7条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、Web会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（本業務の特記仕様事項）

- 第8条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。
- 別紙「防衝板修繕設計業務特記仕様書」による。

防衝板修繕設計業務 特記仕様書

1. 業務内容

本業務は、徳島小松島港沖洲(外)地区岸壁(-8.5m)において、上部コンクリートの破損、すべり板の移動・落下等が生じている防衝板を対象に修繕設計を実施するものである。

なお、ゴム防舷材、受衝板、取付金具は、既設のものを使用する。

2. 実施内容

(1) 設計計画

業務の趣旨を把握した上、業務内容を確認し業務計画書を作成する。

(2) 現地踏査

各防舷材の損傷状況、エプロン内の係船柱等の施設配置及び進入経路など現場条件を現地で踏査確認し、設計を進める上での基礎資料とする。

(3) 防衝板修繕設計

現地踏査結果、発注者から貸与資料（工事関係図書、既往設計図書等）を参考に防衝板修繕設計を行う。

なお、修繕設計の対象としている損傷は、上部コンクリートの破損、すべり板の移動・落下を想定している。

(4) 施工計画

施工方法、施工手順、施工機械、材料搬入等の条件整理を行い、フェリーの運行スケジュールを考慮した施工計画を検討・立案する。なお、受衝板の撤去・仮置き・再設置については、陸上と海上それぞれからの施工を立案し最適な施工方法を選定する。

また、立案した施工計画をもとに、工事業者への意見聴取（ヒアリング）及び三者（発注者、受注者、工事業者）での現地立会を実施し、施工計画を精査する。

工事業者については、港湾工事の実績等を踏まえ、発注者との協議の上、決定する。

(5) 関係機関協議資料作成

関係機関（四国地方整備局小松島港港湾・空港整備事務所、オーシャントランス株式会社）との協議に使用する資料の作成を行う。

(6) 設計図・数量計算

詳細設計結果に基づき、工事発注に必要な設計図及び数量計算書の作成を行う。

(7) 報告書作成

業務の趣旨、特記仕様書を踏まえ、方法、過程、結論について報告書を作成する。